

機械（精密機械を除く）器具製造業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	13～ 14	当社第3工場で、バッバリミキサー解体作業時、ドリルドサイド下側ボルトを緩めるために、ボルトへ交換ソケット、打撃めがねレンチをセットし、下側から上方向へ大ハンマーを打った3度目に交換ソケットが折れ交換ソケットが跳ねて、左頬に当たり被災した。	48	300 ～ 499
1	16～ 17	当社工場の資材置場において、天井クレーンを使って台車の資材の積み下ろしを行っていた際、クレーンのスイッチを入れ、ウィンチを移動させたところ、ウィンチと一体になっているスイッチのコードが棚に積まれていた母屋（角パイプ）（重量4～500kg）に引っ掛かり、母屋の束が約2m90cmの高さから滑るように落下し、床に置いてあった他の資材との間に左手を挟まれた。	21	1～ 9
1	16～ 17	製造現場にて、加工中に製品に入り込んで折れたドリルを、手直し作業により取り除こうと、反対側から刃物にてハンマーで叩いていたところ、その刃物が外れなくなり、外そうと万力に取り付け、強く締めつけた際に、締めつけた刃物が粉碎して飛び、その破片が左目に入ってしまった。	61	50 ～ 99
1	16～ 17	事業所内作業場において、研削したステンレス製品をエアーで吹いた所、保護メガネを装着するのを忘れてしまったため、ステンレス切子片が右目に入り負傷した。	20	30 ～ 49
1	13～ 14	組立作業場で、バルブ付属の駆動部部品を木片の上に載せて検査をしている際、バランスをくずして部品が落ちてしまい指をはさんだ。	61	50 ～ 99
	16～	工場内にて当社製品部品の交換のため金網張り作業中に、上網テンション用リング		1～

1	17	(重さ約10kg)を固定しているボルトの取り外しをした際、上網テンション用リングが落下し、シリンダーBrgケースとの間に指が挟まり負傷した。	34	9
1	9～10	第二工場の軸・パイプ切断場にて、フォークリフトの爪に乗せた3本のBCパイプ(Φ200×3,000)と緩衝用のリン木の間にベルトリンクを通すため、爪の角度を下げたところ、パイプが落下し、バウンドして足に当たった。	56	50～99
1	11～12	部品に穴をあける作業中、エアブローで削った鉄粉を吹き飛ばした際、鉄の切粉が左目に入った。	75	100～299
2	10～11	工場外敷地内にて、H鋼を工場内から外へ移動作業中、H鋼(W150×L1500)47kgを2人で両端を持ち、H鋼を移動中、工場の外が雪で路面が凍結していた。H鋼を2人で移動中に被災者が雪で足が滑り、転倒した際に、持っていたH鋼が左膝側内腿に当たり負傷した。	20	1～9
2	15～16	県道で、1.5t車ヘトラックで(荷物なし)走行中に対向車のトレーラーが、脇見をして、左の縁石にタイヤをぶつけてバーストして操縦不能になり、対向車線(自車の車線)に進入し正面衝突した。	39	10～29
2	17～18	自社工場でH鋼(20cm×30cm×6m)をクランプチャックで挟み吊り上げた際に、クレーンの手元のボタン操作を誤り、逆へ移動させてしまったため、高さ150cm上の付近にあった棚へH鋼が上がってしまい、クランプチャックがゆるみ落下した。頭の方へ落下してきたが避けたため足が下敷きになってしまった。	32	1～9
2	14～15	弊社工場内で、製作部品(カバー)を製作後ソケット溶接部の漏れ検査作業中にボルト(4個)が外れ、製作部品(カバー)が飛び上がり、作業者の顔面に当たり、負傷したものである。	42	1～9
3	17～18	工場内でホイールローダーの元刃出しをするため、脚立の上に乗って元刃をガス切断していた。一気に切断すると熱で弓なりになってしまうため、中央部分を少し残して冷めてから残した部分を切ろうとしていたが、そのとき作業服に火の粉が飛び、そちらに気を取られ残す部分を切ってしまい、元刃が一気に外れ自分の方に飛んできて胸に当たり、脚立から落ちて負傷した。	68	10～29

3	11~12	脚立にのぼり植栽の剪定作業を行っていたところ、3分の2程度切り込んだところで枝が折れ、自分の方へ倒れてきた。その際、折れた枝と脚立の足元に左足が挟まれ骨折した。	67	300 ～ 499
3	14~15	天井クレーンを製作中にクレーンガーターを作業中に、ジャキアップ台を少し移動した際にジャキが落下し、左手の上に落下した。	40	1～ 9
4	18～ 19	当社工場にて、バケット（総重量約2トン）の先端部を架台（高さ200mm）及び枕木（縦105×横105高さ80）を使用し、床面より440mmの高さに嵩上げた状態で溶接作業中（両膝を床面に付けた状態）に、枕木が割れ、その衝撃で、架台がバケット内に入りこみ、バケット先端部に被災者の両足大腿部が挟まれ負傷した。	38	50 ～ 99
4	16～ 17	当社工場内にて、機械から鉄板を曲げる刃（幅120mm・長さ835mm・重さ25kg）を取り外していたところ、つかみ損ねて落とし、刃と機械の台の間に右小指を挟んだ。	22	10 ～ 29
4	14～ 15	工場内出荷場にてポンプ出荷用の木枠をエアー式釘打ガンを使って作成していたところ誤って自分の足に釘を打ってしまい、左足親指のところを負傷した。なお、安全靴は着用していた。	61	50 ～ 99
5	11～ 12	工場製缶場にて、30kgの材料を持ち上げるためにクレーンで吊り上げたが、クレーンの吊具がしっかり留まっていなかったために外れてしまい落下し、右足に当たった。その際、右足の甲（安全靴ガードがない部分）に落ちたので、右足首が切れ、甲には痛みとしびれがある。	48	30 ～ 49
5	15～ 16	工場において、クレーンで1tの品物をトラックに積み替える作業中、フックの位置が品物の重心からずれて、品物からフックが外れて足の上に落ち両足を受傷した。	47	10 ～ 29
6	14～ 15	旋盤と棒グラインダーを使用して、センターの先端を研磨していたところ、砥石が割れて飛散し、その一つが左腕に当たり損傷した。（床上作業で、ヘルメット、安全靴を着用していた。）	68	50 ～ 99
6	9～ 10	工場内で溶接作業をしている時に、溶接時に着用する顔と保護メガネのすき間から、溶接時に出るスパッタが入り、目に入ってしまった。	31	50 ～

				99
6	9～ 10	指示がないままバリを取り除こうとして、接地面が2/3しかない品物がぐらついて落下し、左足の甲に落ちて骨折した。	31	1～ 9
6	13～ 14	工場内で機械加工するため、品物（形状山型、重量約60kg）を床上でナイロンスリングを使用し、クレーンで吊り上げて反転作業中に、ほぼ反転が終わりかけた時、ナイロンスリングが滑り落下した。その時に品物を手で支えていたため、床と品物の間で指を挟み、左手中指に裂傷を負った。	26	30 ～ 49
7	14～15	工場内で、3.5m×2.5mのフレーム枠の上部を吊り、クレーンで10cm程持ち上げたところ、補強として仮溶接してあった長さ3.7m重さ35kg程度のL字アングルに負荷がかかり、外れて、2m程の高さから、両足に補強アングルが落下し、両足の甲を骨折した。負傷した被災者は派遣社員で、派遣先である工場内での作業中に負傷したものである。	42	10 ～ 29
7	15～16	当社作業場内に於いて、高速カッターで切断作業を行うため準備中、フラット板（25t×65×3000L）を誤って落とし、左足甲に当たり負傷したもの。	20	1～ 9
7	18～19	当社組み立工場にて、機械部品を移動させるためそれを載せている台からクレーンで吊り上げようとしていた。吊り具をクレーンのフックに掛け、上昇させていたところ、本来は張った状態になるべき吊り具の一部がたるんだまま部品が傾いた状態で上がった。斜めになりバランスを失った部品は、台（2台の内、1台）から外れてしまい、作業者の右足の甲付近に倒れてきて負傷した。	31	100 ～ 299
7	16～17	本社工場内で架台（長さ7m横2.5m厚み15mm重量約1t鉄材）の溶接作業をしていた。反対側に向きを変えようと天井クレーン（2t）を使ってつり上げたところ、クレーンのベルト（巾3cm長さ50m布製）が2m位上がったところで切れ架台が倒れ下敷きになって両足を挟まれ負傷した。	46	10 ～ 29
7	13～ 14	工場の組立棟において、発注のミキシングロールのギヤカップリングの抜取作業を行っていた際、油圧ジャッキを使用し抜いている最中に、油圧ジャッキが外れ飛来し、作業者の左手中指の先と両足にぶつかり、中指の先端の骨折と左右の足に打撲を負った。	33	10 ～ 29

7	16～ 17	直径140mm・長さ1700mmの鉄の丸材をワイヤーで吊り上げるため、まずワイヤーを鉄材の下に通すため、マグネットにて鉄材を吊り、添え木を下に挿入しようとしたところ、鉄材がマグネットから外れ、添え木を持っていた左手が引っ張られて、左腕が鉄材に挟まれてしまった。	39	10 ～ 29
9	15～ 16	工場内で型板（長さ1500mm幅1930mm厚さ29mm重量約670kg）を使用し曲げ加工を行おうとしていた。天井クレーン（5t）及び縦吊りクランプを使用し型板を縦吊りした状態でペンディングロールの上部ローラーと下部ローラーの隙間に型板の端部を被災者が手で押して差し込んでいたところ、ペンディングロール本体に型板が当たり、縦吊りクランプに掛かる荷重が抜けてクランプが外れ型板が倒れて被災者の頭部に当たり被災した。厚さ25mmまでのクランプを使用し、29mmの型板を挟んだ事、ペンディングロールまでしっかり届かない天井クレーンを使用してしまった事が原因と考えられる。別の天井クレーンを使用していればペンディングロールまで型板が届き、作業員が吊り荷を押す必要はなかったが、安全よりも作業を急いでしまったのが要因と思われる。	55	30 ～ 49
9	9～ 10	木箱を平の台車に載せ運搬中方向転換させようと回し始めた所、バランスを崩した木箱が台車から転がり落ち、その際木箱の下に手を挟まれる形となり、ケガをしまった。1人で方向転換を行おうとした事で、バランスが崩れたものである。	53	100 ～ 299
9	23～ 24	当社工場塗装ラインにて荷卸し作業中、荷を引っ掛けていた、S字フックが外れ左目付近にあたり負傷した。	61	30 ～ 49
9	9～ 10	本社工場にて重量10kg程の万力を別場所に移動しようとした時にバランスを崩して、万力を落下させてしまい直接左手に落下し、打撲骨折したものである。	42	10 ～ 29
9	11～ 12	自社の工場内で、クレーンの玉掛け作業中に吊り具が外れて、吊り具が掛かっていた鉄板（約1.5t）が横滑りしてきて、その鉄板が落ちてくるのを避けようとしたが、転倒して足を挟まれた、その際は、特に問題ないと思い、納品のため外出したが、耐えきれなくなり、病院へ連れて行かれた。	32	1～ 9
		工場内でグラインダーを使用した製缶品のバリ取り作業終了後、通常の作業環境で		

9	9～ 10	特に不安全や有害な状況もなし、グラインダーのスイッチを切り、製缶品の上部にグラインダーを置いて他の作業に入る時、完全に停止していなかったグラインダーがズレ動き製缶品から落下し左そけい部に刃が当たり出血した。	75	10 ～ 29
9	10～ 11	工場内でフランジ（φ136cm×厚さ12mm、重量80kg、ステンレス製）をクレーンで吊り、下ろした際にクランプから外れて右足に当たった。	53	10 ～ 29
9	16～ 17	当工場に於いて、機械にのせて加工する為、横に置いてあった材料を寄せていた時、手がすべって足に当たり、負傷した。	49	30 ～ 49
10	15～ 16	工場内にて、加工物を2個台車に乗せようとしていた時、1個を台車に乗せ、もう1個も台車に乗せようとした時手元が狂い加工物を落としてしまい先に台車に乗せた加工物も腕が触れてしまった為落とした加工物の上に落下した。落ちた際受け止め様とした為加工物と床に左手の人差指、中指、薬指を挟み骨折した。	25	50 ～ 99
11	11～ 12	木製パレットに20個（10個×2）積まれたCチャンネル（200×90×8×33cm）1つあたり重量10kgをクレーンで吊り上げていた。地切りを行ったが50cm吊り上げたところ、フックからワイヤーが外れ積んでいたCチャンネルが崩れ、最上段の1個が右足の甲に落ち負傷した。	27	30 ～ 49
11	11～ 12	エンジン組立職場へ部品を供給するための自動運搬車にハウジングと呼ばれる部品（20kg程度・円盤状）を積み込む際に、部品の向きを間違えたため向きを変えるために部品を回転させた時に、両手が交差する姿勢になり部品を保持できなくなり手から落として被災した。	34	500 ～ 999
12	12～13	第2工場の溶接作業場において、鉄板（400mm×1400mm×12mm、重さ35kg）のゆがみをバーナーで熱しハンマーで叩いて矯正していた際、落下防止の為のクレーンを使用しなかった為、鉄板が作業台から滑り落ち、左足甲に当たり負傷した事故である。	49	10 ～ 29

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html